

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町においては、平成29年度時点で生産年齢人口は19,521人と人口全体の57.4%を占めているが、高齢人口は増加傾向にあり、生産年齢人口の減少は避けられない状況にある。

現在、町の商工業者数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足、地域経済の低迷といった課題にも直面している。

このような中で、中小企業の生産性の抜本的な向上を実現し、収益向上に直接つながる設備投資を後押しするために、先端設備を新たに導入する中小企業者に対して、優遇措置を講ずることにより、事業者自身の生産性の向上を図ることを目的とする。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の低迷に歯止めをかけ経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に、5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づき、先端設備等導入計画を策定し、認定を受けた事業者は、計画期間中において、その労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町における産業構造は、多種多様となっているため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の事業者は、町内全域に点在していることから、本計画の対象区域は町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

宮代町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・宮代町暴力団排除条例（平成25年宮代町条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められるものは除く。